

解説

太政官日誌明治四年第四十五号 七月十四日から十七日まで

太政官日誌は、慶応四年（明治元年・1868年）に創刊された明治政府の広報機関誌。法律や政令、条約等の公布をはじめとして国の諸報告や資料などを公表するもの。幕末から明治にかけてのことがよくわかる資料。

○十四日壬寅

詔書写

私（天皇）が思うに、制度を一新するとき（明治維新）に際し、国内の万民の安全を保ち、諸外国と対峙しようとするならば、名実ともに政令（政令の出所や伝達経路、政治など）が一つにまとまっていなければならない。私は、先に諸藩からの版籍奉還の儀を聞き入れ、新しく知藩事を任命して、それぞれの職を行わせている。ところが、数百年来の因習（古くから伝わり、とかく弊害を生むしきたり。封建性。世襲。旧態依然とした体制など）が続いている。あるいは評判ばかりで実の伴わない事がある（名目は変わっているが、中身が変わっていない）。どうやって万民の安全を保ち、万国と対峙することができるであろうか、いやできない。私は、このことを深く嘆いている。よって、今、さらに藩を廃止し、県を置く。これは任務の無駄を省き、簡単にして、有名無実の弊害を除いて、政令が多岐にわたる（多くの者から発せられる）ことの憂いが無いようにする。群民（臣下の諸役人）よ、私の考えを理解し、行動しなさい。

太政官日誌明治四年第九十三号

明治四年十一月十四日

御布告書写

このたび関東地方の八州(常陸国・下総国・上総国・安房国・下野国・上野国・武蔵国・相模国)群馬県を除く、並びに伊豆国、従来の府県を廃止し、更に左のとおり府県を置くこととする。

○

入間県

県庁 川越

武蔵国(の中の)

横見郡

入間郡

秩父郡

男衾郡

大里郡

榛澤郡

賀美郡

幡羅郡

比企郡

新座郡

那賀郡

児玉郡

高麗郡

多摩郡ノ内

○

埼玉県

県庁 岩槻

武蔵国(の中の)

埼玉郡

葛飾郡ノ内

足立郡ノ内